



もう取り付けましたか？

# 住宅用火災 警報器



乾電池式は  
工事不用で  
取り付け簡単！



福岡市では寝室と階段  
部分に煙式火災警報器を  
平成21年5月31日までに  
取り付けるように条例で  
定められています。



台所には熱式火災警報器をお勧めします。

福岡市防災協会では住宅用火災警報器や住宅消火器などの防災用品を多数とり揃えています。  
詳しくは、福岡市民防災センターのホームページをご覧ください。



福岡市民防災センター

で **検索** クリック

問い合わせ先

(財)福岡市防災協会  
(福岡市民防災センター内)

〒814-0001 福岡市早良区百道浜一丁目3番3号

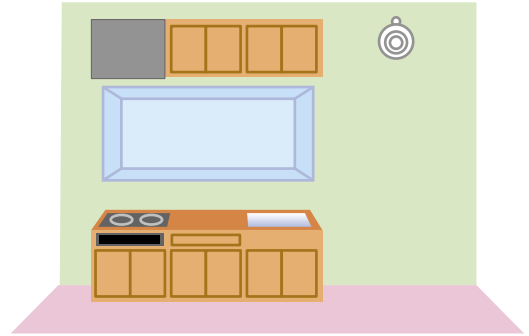
TEL 092-847-5990  
FAX 092-847-5970  
URL: <http://www.fuku-bou.or.jp/>

## 警報器はどこに設置するの？

- 寝室・子供部屋など(寝室としてお使いになる部屋)
- 台所
- 階段の上部(寝室等がある階)



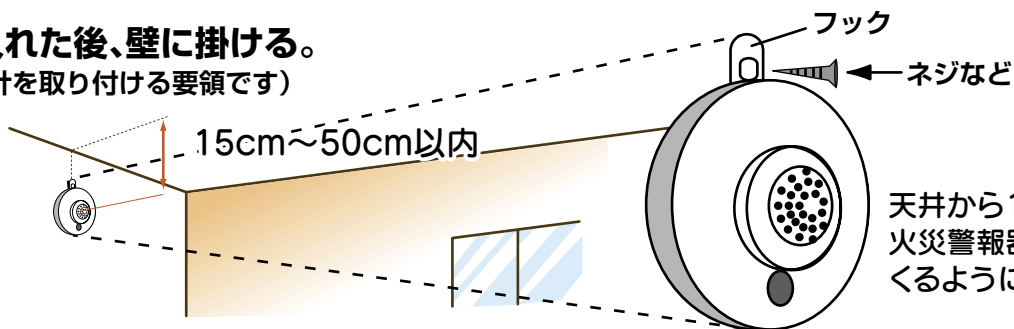
煙式火災警報器の設置が義務です。



熱式火災警報器をお勧めします。  
(義務ではありません。)

## 警報器の設置方法はどようするの？

電池を入れた後、壁に掛ける。  
(壁掛け時計を取り付ける要領です)

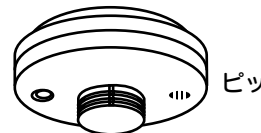


天井から15~50cm以内に  
火災警報器の中心が  
くるようにします。

## 電池の寿命と交換はいつ？

電池の寿命がきた時は、「ピッ」と短い音で  
約2分間おきに、3日間鳴って知らせます。  
その時は、機器を交換して下さい。

(福岡市防災協会が販売している警報器は、製造日から約10年間の電池寿命があります。)



ピッと鳴ったら交換だよ。  
火事の際は、ビーと鳴るよ。



## 悪質な訪問販売について

「10年寿命」のものは5,000~10,000円前後で販売されていますが、これを1個数万円で取り付け販売する悪質な訪問販売が見受けられます。

契約を急がせる事業者は要注意です。迷ったときはその場ですぐ契約せずに、家族や消費生活センターなどに相談しましょう。

訪問販売の場合、契約書面を受け取ってから8日以内であれば、無条件で解約(クーリング・オフ)できます。

御相談は

「福岡市消費生活センター相談コーナー」092-781-0999

受付時間 午前9時から午後5時:月~金曜日、第2・第4土曜日

